

航空事故調査報告書
山陽鉄工株式会社所属
山陽鉄工式EX-03パフィン型超軽量動力機
岡山県邑久郡邑久町邑久滑空場付近
昭和61年11月23日

昭和62年12月16日
航空事故調査委員会議決

委員長	武田	峻
委員	薄木	正明
委員	西村	淳
委員	幸尾	治朗
委員	東	昭

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

山陽鉄工株式会社所属山陽鉄工式EX-03パフィン型超軽量動力機は、昭和61年11月23日試験飛行のため操縦者1名が搭乗し、邑久滑空場沿いの吉井川を低空で飛行中、脚が接水して転覆し、水没した。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、死傷はなかった。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年11月23日、運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

569001

1.2.2 調査の実施時期

昭和61年11月23日～24日 現場調査

1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

山陽鉄工式 EX-03パフィン型超軽量動力機(写真参照)は、試験飛行のため11月23日吉井川の邑久滑空場で飛行する予定であった。

操縦者は、当日同機の飛行前点検を実施したが、異常を認めなかったため、10時ごろからジャンプ飛行を数回実施した。

ジャンプ飛行後、操縦者は場周飛行を3回実施した。

当日、同滑空場に取材に来ていたカメラマンから、場周経路のダウン・ウインド・レッグの下を流れる吉井川の水面に映る同機の写真撮影をしたいので吉井川の水面を低空で飛行して欲しいとの要望があり、操縦者はこれに応じることにした。

操縦者の口述によると、カメラマンと打ち合わせをした後、11時20分ごろ同滑空場を離陸し、吉井川上空を目視高度約5メートルで数回飛行した。さらに、川上より同川を斜めに横切るように同滑空場のカメラマンの方向に向かって時速60キロメートル、目視高度約5メートルで水平飛行したところ、脚が接水して前のめりとなり、前方に転覆し水没したとのことであった。

事故発生地点は、場周経路内の同滑空場吉井川東岸から西約85メートル(付図参照)の水面上であり、事故発生時刻は、11時30分ごろであった。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

なし

2.3 航空機の損壊に関する情報

小破

569002

2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

なし

2.5 乗組員に関する情報

操縦者	男性	32歳
総飛行時間		32時間56分
同型式機飛行時間		13時間15分
最近30日間の飛行時間		1時間40分

2.6 航空機に関する情報

2.6.1 航空機

形式	山陽鉄工式 EX-03パフィン型
製造年月日	昭和60年8月1日
製造番号	1
総飛行時間	13時間40分

2.6.2 エンジン

型式	小松ゼノア式 G25B型
燃料	混合燃料(25:1)

2.7 気象に関する情報

操縦者の口述によると、事故現場における事故前後の気象は、天気快晴、南よりの風約2メートル、視程良好とのことであった。

岡山地方気象台岡山空港出張所(現場から南東約18.5キロメートル)における気象観測値は、次のとおりであった。

11時00分	風向80度、風速7ノット、視程15キロメートル、雲量1/8積雲雲高3,000 フィート、気温13度C、露点温度6度C、気圧1,031ミリバール
12時00分	風向70度、風速8ノット、視程25キロメートル、雲量1/8積雲雲高3,000 フィート、気温15度C、露点温度6度C、気圧1,030ミリバール

569003

3 事実を認定した理由

3.1 解析

- 3.1.1 同機は、調査の結果、事故発生まで異常はなかったものと認められる。
- 3.1.2 事故当時の気象状況は、事故に関連はなかったものと推定される。
- 3.1.3 操縦者は、高度約5メートルの低空飛行を計画したが、当時の水面が穏やかであり高度判定がしにくい状況であったため、低空飛行を繰り返すうちに高度判定を誤り、同機の脚を接水させて転覆、水没したものと推定される。

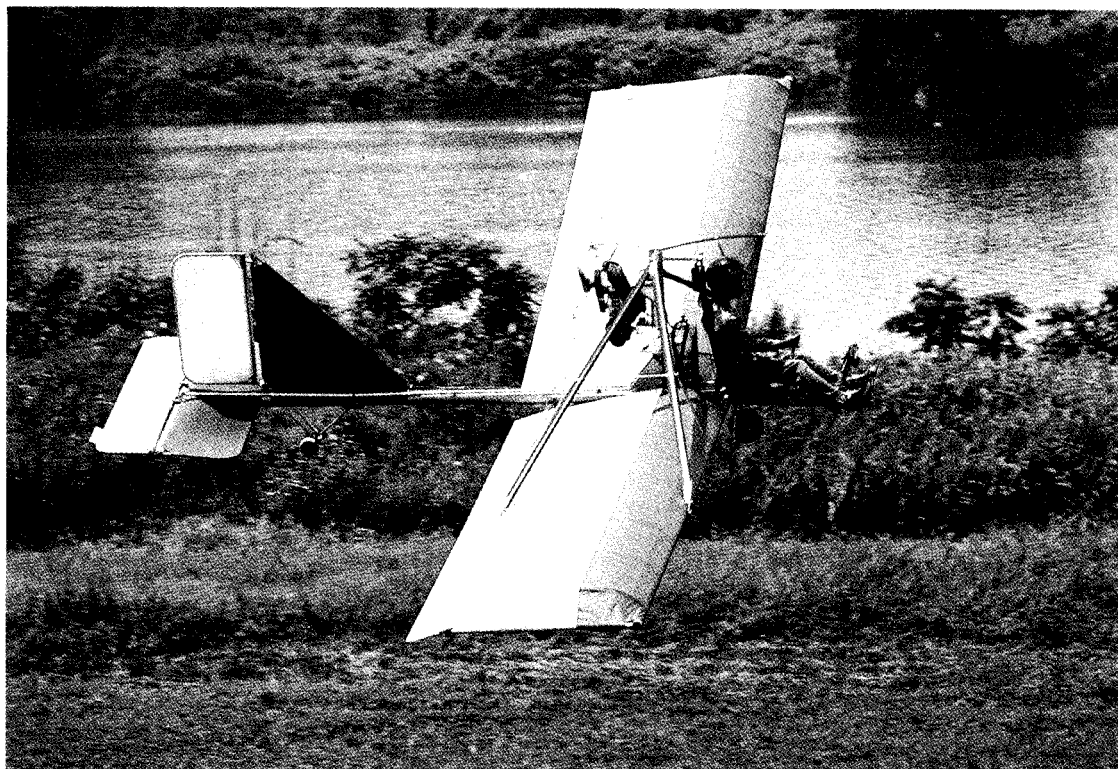
4 原因

本事故の原因は、操縦者が水面近くを低空飛行中高度の判定を誤り、同機の脚を接水させたことによるものと推定される。

569004

山陽鉄工式 EX-03パフィン型超軽量動力機

写真



569005

邑久滑空場

付図

(岡山空港の北東18.5km)

